

廃 第 1 1 9 号
平成 2 7 年 5 月 1 日

一般社団法人
島根県産業廃棄物協会
会長 野津 勝男 様

島根県環境生活部廃棄物対策課長



公開情報への法人番号の併記について（通知）

マイナンバー制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づき、平成27年10月以降法人番号が付番され、平成28年1月からその利用が開始されることとなっています。

このたび、公開情報への法人番号の併記について、内閣府番号制度担当室参事官から別添のとおり通知がありましたので、ご承知おきください。



政 第 2 7 号
平成 2 7 年 4 月 2 0 日

本庁各課（室・センター）長
企業局総務課長
病院局県立病院課長
議会事務局総務課長 様
教育庁各課長
各行政委員会事務局長
警察本部警務課長

政策企画局政策企画監
（政策スタッフ）

公開情報への法人番号の併記について（通知）

このことについて、内閣府番号制度担当室参事官から平成 27 年 4 月 20 日付け府番第 179 号により別添のとおり通知がありましたので、貴所属職員及び貴所属所管の関係団体に対し、周知していただきますようお願いいたします。

○通知要旨

- ・マイナンバー制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」に基づき、平成 27 年 10 月以降法人番号が付番され、平成 28 年 1 月からその利用が開始される
- ・同法では、行政事務の効率化等の観点から、行政機関の間で特定法人情報の授受を行う際には法人番号の通知が義務付けられているほか、「世界最先端 IT 国家創造宣言」では、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、行政がインターネット等で公開する法人情報について、国や地方公共団体が公開する法人情報にはまず率先して法人番号を付すこととされている

政策企画監室 政策スタッフ 木戸

TEL : 0852-22-6322

E-mail : kido-shizuka@pref.shimane.lg.jp

閣副第316号
府番第179号
総行住第46号
官番第3号
平成27年4月20日

各都道府県電子自治体推進担当課長 殿
各都道府県市区町村担当課長 殿

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室企画官
内閣府番号制度担当室参事官
総務省自治行政局住民制度課長
国税庁長官官房企画課法人番号準備室長
(公印省略)

公開情報への法人番号の併記について（通知）

平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公開情報への法人番号の併記については、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、利便性の高い電子行政サービスの提供に向けて、「法人番号については行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める」【資料 1-1、1-2】とされています。

また、IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会の「中間とりまとめ」において、「行政がインターネット等で公開する法人情報について、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、先ず率先して平成 28 年 1 月以降国や地方公共団体が公開する法人情報には法人番号を付すこととする。そのために、関連する手続きにおいて法人番号を求め、行政機関内においても法人情報の適正な管理を図るものとする。」【資料 2】としています。

さらに、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（平成 27 年 3 月 27 日）において、各府省はマイナンバー制度の利用開始となる平成 28 年 1 月以降 Web ページ等に法人情報を公開する際には法人番号を併記することが決定いたしました【資料 3-1、3-2】。

地方公共団体におかれましても、上記趣旨を踏まえ、マイナンバー制度の利用開始となる平成 28 年 1 月以降 Web ページ等に法人情報を公開する際には法人番号の併記を積極的に行っていただくようお願いいたします。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 59 条第 1 項において、「行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することがで

きるものをいう。第 61 条において同じ。) の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。」とされており、地方公共団体を含め、行政機関の間で特定法人情報の授受を行う際には、行政事務の効率化等の観点から、法人番号の通知を行うことが義務付けられているところです。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

貴団体内の関係部門及び市区町村に対し、本通知の趣旨を周知されますようお願いいたします。

<添付資料>

- 【資料 1 - 1】 世界最先端 IT 国家創造宣言（一部抜粋）
- 【資料 1 - 2】 世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表（一部抜粋）
- 【資料 2】 IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会
中間とりまとめ（一部抜粋）
- 【資料 3 - 1】 公開情報への法人番号の併記について 概要
- 【資料 3 - 2】 公開情報への法人番号の併記について

【問合せ先】

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

TEL : 03-3581-3432

E-mail : g.it-houjin@cas.go.jp

世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）より一部抜粋

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

従来政府が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働によって、より利便性の高い公共サービスを創造する。国民がステークホルダーとして積極的に参加できるよう、クラウドを活用したオープンな利用環境を、データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化、アプリケーション・インターフェイス（API）の公開等を行いつつ整備する。特に文字の標準化・共通化に関しては、今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする。

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、スマートフォンやタブレット端末など適切なチャネルでサービスを提供する。

（中略）

個人番号カードについては、その IC チップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築する。

（以下省略）

世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表

(平成 26 年 6 月 24 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) より一部抜粋

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

【目標 (マイルストーン含む)】

- ・ 「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」 (平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) に基づき国民にとってより利便性の高い政府の Web サイトへの見直しを実施する。
- ・ マイナンバー制度の利活用により、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する「マイガバメント (仮称)」の実現、実社会やオンラインの本人確認手段となる個人番号カードの普及や、マイナンバー及び法人番号の利活用を図る。

【短期 (2014 年度～2015 年度)】

(中略)

○ 法人番号の利活用推進

- ・ 国・地方公共団体が法人に係る情報 (調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報) を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しについて検討を行い、2016 年 1 月の法人番号の利用開始以降、順次実施する。【内閣府、総務省及び関係省庁】
- ・ 法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル (仮称)」の検討・構築を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】
- ・ 既存の法人に係る各種の番号と法人番号の連携による、法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討し、2016 年 1 月以降、順次、実施・推進を図る。【内閣府、経済産業省及び関係省庁】

(以下省略)

実施スケジュール (3. 公共サービスがワンストップで誰でもいつでも受けられる社会の実現) 一部抜粋

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供	<p>法人番号の利活用推進</p> <p>国・地方公共団体が法人に係る情報(調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求入等)を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続の見直しの検討 【内閣府、総務省及び関係省庁】</p>			<p>国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記の徹底 【関係府省庁】</p>						

IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会 中間とりまとめ
(平成 26 年 5 月 20 日) より一部抜粋

Ⅲ. 各論

3. 法人番号

法人番号は、個人番号と対照的に、特段の利用制限はなく、国税庁長官がホームページで法人の名称及び所在地と併せて公表し、誰でも自由に利用できるようにすることとされている。

既に官民の様々な領域で法人に番号が付されているが、分野や対象が限られており、法人番号は、これらを補完するものとして利活用が期待される一方、その価値は、付された情報の多寡に左右されるものであることから、法人に係る情報への付与を拡大しつつ、その利活用を推進するため、以下の取組を行う。

① 行政が保有する公開情報への法人番号の付与

行政がインターネット等で公開する法人情報について、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、先ず率先して平成 28 年 1 月以降国や地方公共団体が公開する法人情報には法人番号を付すこととする。そのために、関連する手続において法人番号を求め、行政機関内においても法人情報の適正な管理を図るものとする。

② 「法人ポータル」の構築の検討

法人番号を活用し、行政機関が保有する法人自身に係る情報の参照、調達や補助金等に係る情報入手や、各種の電子手続を可能とする「法人ポータル」の構築を検討するため、現行の法人向けサービスの整理やニーズ把握等を行う。

③ 既存の番号との連携拡大

現在、国内外において、法人に対して付している官民の番号の状況を把握し、それらとの連携によりメリットが得られる分野を特定し、利活用モデルの構築等を進める。

その上で、個人事業主及び法人の支店又は事業所に対する法人番号の付番等について、責任を持って付番・管理できる機関がない等の課題があることを踏まえ、具体的な利用ニーズ及び実現方法等について、検討する。

公開情報への法人番号の併記について(概要)

【資料3-1】

背景

- **世界最先端IT国家創造宣言**(平成26年6月24日閣議決定)
「法人番号については行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める」
- **マイナンバー等分科会「中間とりまとめ」**(平成26年5月20日)
「行政がインターネット等で公開する法人情報について、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、先ず率先して平成28年1月以降国や地方公共団体が公開する法人情報には法人番号を付すこととする。そのために、関連する手続きにおいて法人番号を求め、行政機関内においても法人情報の適正な管理を図るものとする。」

【具体的な取組内容】

対象者	行政機関・独立行政法人等・地方公共団体は公開する法人情報に法人番号の併記を行う。
対象	行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報 (具体例:調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)
併記時期	マイナンバー制度の利用開始となる平成28年1月1日以降に公開する法人情報について法人番号の併記を行う。

【今後のスケジュール(予定)】

	H27年 4月～6月	7月～9月	10月～12月	H28年 1月～3月	4月以降
内閣官房 国税庁	● 説明会 ● 法人番号通知				

各府省

法人番号併記の準備

法人番号併記の開始

※ 内閣官房において平成29年度を目標にフォローアップを行う予定。

公開情報への法人番号の併記について

平成27年3月27日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成26年6月24日閣議決定）においては、利便性の高い電子行政サービスの提供に向けて、「法人番号については行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める」とされている。

また、IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会の「中間とりまとめ」において、「行政がインターネット等で公開する法人情報について、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、先ず率先して平成28年1月以降国や地方公共団体が公開する法人情報には法人番号を付すこととする。そのために、関連する手続きにおいて法人番号を求め、行政機関内においても法人情報の適正な管理を図るものとする。」としている。

上記に基づき、各府省においてはマイナンバー制度の利用開始となる平成28年1月以降 Web ページ等に法人情報を公開する際には、法人番号を併記することとする。

また、各府省は、独立行政法人等においても同様の措置を取るよう取り計らうこととする。内閣官房は、各府省の協力を得つつ、地方公共団体においても同様の措置を取るよう取り計らうこととする。各府省は法人番号併記の状況について、内閣情報通信政策監（政府 CIO）に報告することとする。

なお、法人番号の併記にあたっては別添「法人番号を併記するにあたっての考え方」に基づき進めるものとする。

以上

法人番号を併記するにあたっての考え方

各府省に対する調査「IT 総合戦略「世界最先端 IT 国家創造宣言」に係る法人番号の利活用に向けた準備について（作業依頼）」（平成 26 年 12 月 10 日付）への回答を基に、法人情報自体の公表を主目的としているか否かの観点から公表されている法人情報を「法人番号併記へのニーズが高いと思われるケース」及び「法人番号併記へのニーズが低いと思われるケース」に分けて具体的な参考事例としてまとめております。法人番号併記を効率的・効果的に行っていくため、これらを踏まえて進めていくものとします。

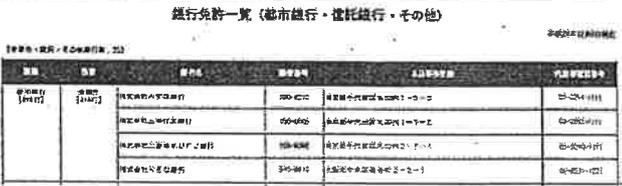
「法人番号併記へのニーズが高いと思われるケース」については、これ以外のケースへの併記を不要とするものではございません。

また、「法人番号併記へのニーズが低いと思われるケース」については、各府省等に対して法人番号併記の取組状況の報告等を求める予定はございません。なお、同ケースについて、各府省が任意で併記することは差し支えないものとします。

法人番号の制度概要等については、付番機関である国税庁の以下サイトをご参照願います。

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/houjinbangou/index.htm>

【法人番号併記へのニーズが高いと思われるケース】

No	概要	事例
1	「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表」に記載のある「調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報」の項目	<p>銀行免許一覧（都市銀行・信託銀行・その他）</p>  <p>http://www.fsa.go.jp/menkvo/menkvoj/ginkou.pdf より転載（免許・許認可の事例）</p>
2	情報の分野に限らず大量のデータの管理や検索を目的としデータベース化されているもの	<p>事故情報を閲覧する。過去の企業事故情報データベースから、検索閲覧が可能です。</p>  <p>http://www.iikoioho.go.jp/ai-national/ より転載</p>

7	<p>リンク集(単に Web サイトの利便性向上のみを目的としたもの)</p>	<p>リンク集</p> <p>このページの右上のタブすべてが開くことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 証券情報 ● 日本銀行 ● 郵政省 ● 証券取引所 ● 金融庁 ● 証券取引所 ● 証券取引所 ● 証券取引所 <p>http://www.fsa.go.jp/link/ より転載</p>
---	---	--

以上